

障障発0930第1号

老振発0930第1号

平成25年9月30日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
厚生労働省老健局振興課長  
（公印省略）

「構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所  
における障害児（者）の受入事業」について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定  
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正  
する省令（平成25年厚生労働省令第90号）が平成25年10月1日から施行さ  
れることにより、「構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事  
業所における障害児（者）の受入事業」について」（平成19年2月19日障障発  
第0219001号・老振発第0219001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障  
害福祉課長、老健局振興課長連名通知）を別紙のとおり一部改正することとし  
たので、御了知の上、管内市（区）町村及び関係団体、関係機関等にその周知  
徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1  
項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。